

唐津市飲料水自動販売機設置事業者募集要項

1. 使用許可物件

別紙のとおり （設置場所2箇所、設置台数2台）

※自動販売機の機種によっては、商品補充やメンテナンスに支障がある場合も考えられますので、応募前に設置場所の確認をしてください。

2. 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ。「牛乳・カップ式飲料水」）。
- （3）国税の未納及び県税・市町村税の滞納がないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと。

3. 自動販売機の設置条件等

（1）使用の条件等

① 使用の内容

設置事業者が自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用を許可するものです。

② 使用許可期間

使用許可期間は令和8年9月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用状況を勘案して支障がないと唐津市が判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として、当初使用許可から5年を限度に引き続き許可することができます。（ただし、最長で令和13年3月31日までとします。）

③ 使用料

物件ごとに、決定された設置予定事業者が提案した価格を使用料とします。（使用許可期間は年度途中から令和9年3月31日までとなっておりますが、提案価格は12ヶ月分で積算をしてください。）

使用料は唐津市の納入通知書により、唐津市の指定する期限までに7か月分（来年度以降は1年間分）を一括納入してください。

④ その他必要経費等

設置に要する費用及び光熱水費は設置事業者が金額負担するものとし、電気料金は、各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、子メーター計測により実費を負担してくだ

さい。子メーターの設置が困難な場合は月額 4,000 円を別途唐津市に納付してください。

⑤ 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとに設置可能範囲を設定していますので、その範囲内に設置するものとします。

⑥ 売上状況等の報告

設置事業者は毎月の自動販売機の売上本数・売上金額について、4月から9月分を翌10月15日迄、10月から3月分を翌4月15日迄に唐津市へ報告すること。

⑦ 環境配慮

使用許可物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めてください。

⑧ 高齢者等への配慮

公共施設であることに鑑み、車椅子の方や高齢者にも購入しやすい自動販売機の選定に努めてください。

(2) 使用上の制限

① 使用の条件を遵守し、使用料を確実に納付してください。

② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、唐津市の指示に従ってください。

④ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）とします。

⑤ 酒類の販売は行なわないでください。

(3) 維持管理責任

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分してください。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に配慮して設置してください。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応してください。また、自動販売機に故障時の連絡先を明記してください。

(4) 使用許可の取り消し及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は使用許可条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

(5) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を唐津市に請求することはできません。

4. 応募手続き

(1) 受付期間

令和8年7月27日(月)から令和8年8月10日(月)までの月曜日から金曜日のうち祝祭日を除く毎日 (受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送等の場合は、令和8年8月10日(月)必着とします。

(2) 申込関係書類の配布及び受付場所

〒847-0013 唐津市南城内1番1号(大手口センタービル6F)

唐津市教育委員会事務局 生涯学習文化財課 (電話: 0955-72-9159)

※書類は唐津市ホームページからもダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 応募申込書(本市指定様式)

イ 誓約書(本市指定様式)

ウ 法人の場合は現在事項証明書、個人の場合は住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書(写しも可)ただし、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

エ 国税の未納及び県税・市町村税の滞納のないことの証明書(写しも可)

ただし、国税は納税証明書に限ります。また証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

オ 事業概要

(法人) 会社概要

(個人) 創業日、事業内容、実績等のわかるもの

カ 2-(2)にかかる許認可等の免許証の写し

キ 委任状(本市指定様式)

代表者の委任を受けて応募をしようとする場合に提出してください。

ク 許可書の写し

過去に設置実績がある場合は、直近の許可書の写しを提出してください。

ケ 価格提案書(本市指定様式)

価格提案書に必要な事項を記入し、押印の上、封筒に封入し、表面に「価格提案書在中」と朱書きしてください。

(4) 提案価格の表示

提案価格は、物件番号毎に年額（税込）で記入してください。契約期間中に消費税率の改定があった場合でも、使用料の変更は行いません。

(5) 価格提案書の書換え等の禁止

応募者は、提出した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。
- イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの。
- ウ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- エ 応募者の記名押印がないもの。
- オ 本市が定める価格提案書様式を用いないで価格提案したもの。
- カ 同一物件に対する価格提案について応募者、及び、その代理人がそれぞれ価格提案をしたときは、その双方のもの。
- キ 同一物件に対する価格提案について他の応募者の代理人を兼ね、又は、2以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの。
- ク 提案価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 価格提案審査に関し不正な行為を行なった者が価格提案したもの。

(7) 審査及び設置予定事業者の決定

価格提案書の提出締切り後、審査を行い、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者に決定します。

(8) くじによる設置予定事業者の決定

- ア 使用料となるべき同価の価格提案を行った者が2以上あるときは、くじにより設置予定事業者を決定します。
- イ くじは唐津市が指定した者（価格審査に関係のない唐津市職員）が引き、設置予定事業者を決定します。

(9) 審査結果の公表

各使用許可物件について、設置予定事業者を決定したときは、申込者それぞれにその結果を通知します。また、ホームページに決定金額及び設置予定事業者名の掲載を行います。

(10) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が

あるときは、価格提案審査を中止又は延期することがあります。

5. 使用許可の手続き

- (1) 使用許可の手続きは、令和8年8月31日（月）までに行います。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行ないます。
- (2) 使用許可の手続きは生涯学習文化財課との間で行います。

6. 設置予定事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。設置予定事業者の決定を取り消した場合は、取り消された提案事業者が行った価格提案の次に高額な提案を行った事業者を、設置予定事業者とします。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手续に応じなかった場合
- イ 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ウ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

7. その他

- ア 応募申込及び使用許可の手續に関する一切の費用については、設置予定事業者または応募申込者の負担となります。
- イ 提出された書類は、審査・使用許可の手續きの用途以外に応募者に無断で使用しません。

募集に関する問い合わせ先 唐津市教育委員会事務局 生涯学習文化財課

唐津市南城内1番1号

(唐津市役所別館 大手口センタービル6F)

電 話 (0955) 72-9159

FAX (0955) 72-9195

ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp/>